# 継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応

一財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(4)―

坂 柳 明

1. はじめに一「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に 発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指していない「継続企業 の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が財務諸表の注記に 示される余地はあるか

企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提(継続企業(going concern)<sup>1)</sup>の前提)が疑わしい状況で、その財務諸表を監査する監査人がどのような判断を行い、監査人の対応はどうなるのかを論理的に導くことは、監査制度を設計するための指針を提供する点で、大きな意味がある。日本の監査制度上も、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応が規定されてきた。

例えば、その会社が債務超過の状態にある場合、あるいは新たな資金調達が 困難である場合のような、「継続企業の前提が疑わしい」状況に直面した監査 人が、どのような対応をとるのかについて、現行監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」では、「監査人は、継続企業を前提として財務諸表を 作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認め

<sup>1)「</sup>継続企業」との関係で、Paton (1922, 478) では、次のように記されている。

<sup>「</sup>他方、継続企業の前提は、全く合理的である。反対の明確な仮定を与える証拠がなければ、少なくとも近い将来には、<u>特定の事業</u>が継続する予定であることを仮定することが、確かに正当である。…」(傍線筆者)

ここで、上記の引用に見られる「特定の事業」については、その「特定の事業」を行うところの「企業」を想定することができるので、上記の引用では、「企業が将来にわたって事業活動を継続すること」が想定されている、と理解することができる。

られる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明するときには、継続企業の前提に関する事項について監査報告書に追記しなければならない。」(傍線筆者)と規定されている。この規定に見られるような、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合」に、「財務諸表に適切に記載されている」と監査人が判断するところの「継続企業の前提に関する事項」との関係で、第2節の(1)で示す「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下、「財務諸表等規則」とする)(2009年4月20日改正)の第8条の27においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」に、「注記しなければならない」事項として、「三当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由」(傍線筆者)が示されている<sup>2)</sup>。また、監査・保証実務委員会報告第74号(日本公認会計士協会(2009b))の「7、継続企業の前提に関する注記」においても、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」に、「財務諸表に注記」する事項として、「③当該重要な不確実性が認められるとき」に、「財務諸表に注記」する事項として、「③当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由」(傍線筆者)が示されている。

本稿では、ここでの「当該重要な不確実性」、即ち、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地があるのか、という問題を考察する。この問題がどのように解決されるかによって、「継続企業の前提が疑わしい」場合に、注記に示される内容、及び注記に示される内容が踏まえられた上で、監査報告書に「追記」される内容が変わってくる可能性がある。そして、それらの内容が変われば、利害関係者の意思決定が変わる可能性があるので、この問題の考察は、重要である。

この問題を考察するに当たって、まず、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が何を指しているのかが問題になる。ここで、企業会計審議会(2009)、及び2009年の監査基準改訂後に整備された開示制度及び監査制度に見られる

<sup>2)「</sup>連結財務諸表の用語,様式及び作成方法に関する規則」(2009年7月8日改正)の 第15条の22では、財務諸表等規則第8条の27の規定を連結財務諸表提出会社について進用する旨が示されている。

「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味を考察する上で、例えば、(1):「「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について」(以下、「財務諸表等規則ガイドライン」とする)(2002年10月18日改正)の「8の14-2」において、「監査基準にいう継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」として示されている、「重要な債務の返済の困難性」や「新たな資金調達が困難な状況」<sup>3)</sup>を踏まえた上で、「将来に発生する特定の事象」として、①:「重要な債務の返済」ができないこと、及び②:「新たな資金調達」ができないこと、を想定することができる。また、(2):日本公認会計士協会(2002)の「4.継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」で示されている「〈財務活動関係〉」に見られる「社債等の償還の困難性」や「売却を予定している重要な資産の処分の困難性」を踏まえた上で、「将来に発生する特定の事象」として、③:「社債等の償還」ができないこと、及び④:「売却を予定している重要な資産の処分」ができないこと、及び④:「売却を予定している重要な資産の処分」ができないこと、を想定することができる。

この①~④のような,「将来に発生する特定の事象」を想定した上で,[1]: 期末時点においては,「将来に発生する事象の結果が決定されていない」という意味の「不確実な」状況があり,[2]:本稿において想定する意味があるのは,将来に特定の事象が発生する可能性(確率)が低くはなく,一定程度以上ある状況であることを考慮し,[3]:例えば,上の①~④で示したような特定の事象が,一そのような事象が,複数あることもある一「会社の事業の継続に影響を与えること」を想定すると,次のことが導かれる。それは,ここで問題にしている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は,「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況|<sup>4</sup>

<sup>3) 2006</sup>年5月1日に改正された,「財務諸表等規則ガイドライン」の「8の27-2」に おいても,「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」として,「重 要な債務の返済の困難性」及び「新たな資金調達が困難な状況」が示されている。

<sup>4)</sup> ここでの「影響」には、「金額的に重要な影響」という意味を含めている。また、「事象」については、日本公認会計士協会(2011b)の「付録2:用語集」にある「不確実性」、即ち、「将来の帰結が企業の直接的な影響が及ばない将来の行為や事象

を指していると解釈することができる<sup>5)</sup>、ということである。

しかし、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈する場合には、この「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」が、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」、あるいは「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況のような、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれる場合と、含まれない場合を想定した上で、先ほど提示した問題、即ち、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地があるのか、という問題を考察する必要がある。そして、注記に示される内容が踏まえられた上で、監査報告書にどのような事項が「追記」されることになるのか、という問題も考察する必要がある。

このように、ここで問題にしている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈する場合には、前段落で述べたような意味で、議論が複雑になる。そこで、この問題を回避するために、紙幅の制約がある本稿では、以下に示す前提のもとで、先ほど提示した問題、即ち、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地があるのか、という問題を考察する。その前提とは、本稿においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業

に依存し、財務諸表に影響を及ぼす可能性がある状況」(傍線筆者) に見られる「企業の直接的な影響が及ばない」ものを想定している。

<sup>5)</sup> 本稿では、「特定の事象が将来に発生する可能性」については、(1):日本公認会計士協会(2011b)の5項の「事象又は状況若しくはその結果の発生が将来になるほど、当該事象又は状況の結果の不確実性は著しく高くなる」(傍線筆者)に見られるような、「事象又は状況若しくはその結果の発生が将来になる」ほど「著しく高くなる」ものとは考えていないし、(2):同A13項の「事象又は状況の発生が将来になるほど、その事象又は状況の結果の不確実性の程度は高くなる」(傍線筆者)に見られるような、「事象又は状況の発生が将来になる」ほど「高くなる」ものとも考えていない。

の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある 状況 | を指しているとは解釈しない、という前提である。

この前提のもとで、本稿の第2節の(1)では、日本公認会計士協会(2009b)が示している、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる場合の注記を行う際の3つの「参考文例」を示し、そこでの「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」として、例示されているような、「将来に発生する特定の事象が示されていないところの期末に存在している状況」しか想定される余地がない、と考える場合に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を想定する余地があるのか、という問題を提起する。その上で、第2節の(2)では、上記の「参考文例」に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、どのような状況との関係で記述されているのかに注目した上で、上記の「参考文例」、及びシンワオックス株式会社の2009年連結財務諸表の注記、そして株式会社ブイシンクの2012年個別財務諸表の注記において、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨の記述が示される余地はあるのか、もし、その記述が財務諸表の注記に示される余地がないとしたら、何が財務諸表の注記に示される余地があるのかを考察する。

続く第3節では、第2節の(2)で導かれたところの、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味が明らかでなければ、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を含む、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨の記述は、財務諸表の注記に示される余地がないこととの関係で、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されていない財務諸表の注記」はあるのか、という問題を考察する。この問題を考察するに当たって、第3節では、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」、「継続企業の前提に重要な不確実性」(株式会社ラ・パルレの2009年連結財務諸表の注記を参照)、「重要な不確実性」(株式会社C&I Holdingsの2010年連結財務諸表の注記を参照)のような、「意味が明らかであるかどうかが問題になる不確実性」が示されていない、という意味の、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が示されていない、という意味の、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が示されていない、という意味の、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されていない財務諸表の注記」として、ムラキ

株式会社の2010年連結財務諸表の注記,及び深川製磁株式会社の2012年連結財務諸表の注記があることを示す。

第4節では、(1):第2節の(2)の議論,及び(2):「継続企業の前提に関する重要な不確実性」等の「重要な不確実性」の意味が明らかではないために、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されていない」と解釈できるところの,第3節で示した財務諸表の注記を踏まえた上で,将来の開示制度及び監査制度を設計するに当たっての指針を示すために、「継続企業の前提が疑わしい」状況において適用される開示制度,及び監査上の実務指針を評価する。この評価は、①:「継続企業の前提に関する重要な不確実性」,及び②:第2節の(2)で導かれた、財務諸表の注記に示される余地があるところの、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」が、開示制度及び監査上の実務指針において考慮されるのか、考慮されるとしたら、どのように考慮されるのか、という点を踏まえた上で行われる。そして、最後の第5節では、本稿の結論、貢献、今後の課題を示す。

# 2. 財務諸表の注記における「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨の記述の合理性

# (1) 「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が想定される余地はあるか

前節で提示した問題、即ち、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地があるのか、という問題を考察するに当たって、まず、前節に示した現行監査基準の「第四報告基準 六継続企業の前提 1」に見られるような、「財務諸表に適切に記載されている」と監査人が判断するところの「継続企業の前提に関する事項」との関係で、(1):「財務諸表等規則」の第8条の27([制度2-1])、及び(2):日本公認会計士協会(2009b)の「7.継続企業の前提に関する注記」([制度2-2])を見てみよう。前節で述べたように、[制度2-1]においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」に、「注記しなければならない」事項

として、「三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由」が示され、[制度2-2]においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」に、「財務諸表に注記」する事項として、「③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由」が示されている。

### 「制度 2-1 ]─財務諸表等規則. 第 8 条の 27

「貸借対照表日において、企業が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提 (以下「継続企業の前提」という。) に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための 対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、 次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、貸借対照表日後において、 当該重要な不確実性が認められなくなつた場合は、注記することを要しない。

- 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 二 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- 三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- 四 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別」(傍線筆者)

### [制度 2-2] —日本公認会計士協会 (2009b), 7. 継続企業の前提に関する注記

「継続企業の前提が適切であるかどうかを総合的に評価した結果,貸借対照表日において、単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、継続企業の前提に関する事項として、以下の事項を財務諸表に注記する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨 | (傍線筆者)

しかし、[制度 2-1] ~ [制度 2-2] では、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由」が、どのような形で財務諸表の注記に記載されるのかについては、示されていない。そこで、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由」が、どのような形で財務諸表の注記に記載されるのかを理解するために、日本公認会計士協会(2009b)が示している、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる場合の注記を行う際の3つの「参考文例」([制度 2-3] (1)~(3))を見てみよう。

### [制度 2-3]—日本公認会計士協会(2009b),参考文例

### (1):「〔連結財務諸表注記 文例 1〕

当グループは、当連結会計年度において、○○百万円の当期純損失を計上した 結果、○○百万円の債務超過になっています。当該状況により、継続企業の前提 に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

連結財務諸表提出会社である<u>当社</u>は、当該状況を解消すべく、<u>○○株式会社</u>に対し<u>○○億円の第三者割当て増資を平成○年○月を目途に計画しています。また</u>、主力金融機関に対しては○○億円の債務免除を要請しております。

しかし、これらの対応策に関する先方の最終的な意思表明が行われていないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に 関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していません。」(傍線筆者) (2):「[連結財務諸表注記 文例2]

当グループは、○○株式会社とフランチャイズ契約を締結しています。当連結会計年度における当該フランチャイズ契約関連の売上高は○○百万円であり、売上高全体の○○%を占めています。しかし、期末時点では来期以降の契約更新が行われておりません。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、○○株式会社との契約更新の交渉を継続していますが、この契約更新の交渉期限は平成○年○月となっています。なお、この○○株式会社との交渉期限である平成○年○月以降には、○○株式会社の競合会社である△△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉を開始する予定になっています。

しかし、これらの対応策に関する先方との最終的な合意が得られていないため、 現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に 関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していません。」(傍線筆者) (3):「〔財務諸表注記 文例3〕

当社は、前期○○百万円、当期に○○百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも○○百万円と大幅なマイナスとなっています。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

当社は、当該状況を解消し又は改善すべく、不採算部門の○○事業からの撤退を○年○月を目途に計画しています。この計画の中では、当該事業に関わる設備を売却するとともに、早期退職制度の導入により○○名の人員削減を行い、併せて全社ベースで費用の○%削減を行う予定です。また、主力金融機関との間で、新たに○○億円のコミットメント・ラインの設定を交渉しています。

しかし、これらの対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である ため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していません。| (傍線筆者)

この [制度 2-3] (1)~(3)では、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在して」いる状況が示されており、そのような状況を「解消」又は「改善」するために、(1): [制度 2-3] (1)では、「当社」が「○○株式会社」に対する「○○億円の第三者割当て増資を平成○年○月を目途に計画して」いること、及び「主力金融機関に対しては○○億円の債務免除を要請して」いることがわかる。また、(2): [制度 2-3] (2)では、「当社」が「○○株式会社との契約更新の交渉を継続して」いること、及び「この○○株式会社との交渉期限である平成○年○月以降には、○○株式会社の競合会社である△△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉を開始する予定になって」いることがわかる。そして、(3): [制度 2-3] (3)では、「当社」が「不採算部門の○○事業からの撤退を○年○月を目途に計画して」いること、及び「主力金融機関との間で、新たに○○億円のコミットメント・ラインの設定を交渉して」いることがわかる。しかし、「制度 2-3] (1)~(3)においては、以上のような「対応策」はある

ものの、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されている。

ここで、この「制度2-3](1)~(3)において、「継続企業の前提に重要な疑義 を生じさせるような状況」として、①:「○○百万円の当期純損失を計上した 結果. ○○百万円の債務超過になって | いる状況 (「制度2-3 ] (1)). ②: 「期 末時点では来期以降の契約更新が行われて いない状況(「制度2-3](2)). そして、③:「前期○○百万円、当期に○○百万円の大幅な営業損失を計上し、 また、当期には営業キャッシュ・フローも○○百万円と大幅なマイナスとなっ て | いる状況 (「制度 2-3 ] (3)) のような. 「将来に発生する特定の事象が示 されていないところの期末に存在している状況」(坂柳(2015b.82)の「図表] 等に示した「Iの状況」)しか想定される余地がない $^{6}$ 、と考える場合には、次 の問題が生じる。それは、「制度2-3](1)~(3)において、「継続企業の前提に 関する重要な不確実性」を想定する余地があるのか、という問題である。この 問題は. 前節で述べたように. 「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が. 「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定 程度以上ある状況」を指しているとは解釈しない、という前提のもとでは、「制 度2-3](1)~(3)に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、 何を意味しているのかについて、筆者には理解できないことから生じている。

# (2) 財務諸表の注記に「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」のみが示される余地

しかし、[制度 2-3]  $(1)\sim(3)$ に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味が理解できないとしても、その「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、どのような状況との関係で記述されているのかについては、理解できる。まず、(1): [制度 2-3] (1)中の「対応策に関する先方の最終的な

<sup>6)</sup>本節の(2),及び次節では、「継続企業の前提が疑わしい」状況として、「将来に発生する特定の事象が示されていないところの期末に存在している状況」しか示されていない財務諸表の注記を示す。

意思表明が行われていないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」という記述、及び(2): [制度 2-3] (2)中の「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」という記述、そして、(3): [制度 2-3] (3)中の「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」という記述を踏まえると、次のことがわかる。

それは、[制度 2-3] (1)~(3)においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、①:「対応策に関する先方の最終的な意思表明が行われていない」([制度 2-3] (1))状況があることによって、及び②:「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」([制度 2-3] (2))状況があることによって、そして、③:「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」([制度 2-3] (3))状況があることによって、「認められる」と考えられている、ということである。しかし、[制度 2-3] (1)~(3)に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、上記の①~③に示したような、「対応策に関係する状況」があることによって生じるとしても、その「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味が明らかでなければ、次のことが言える。

それは、[制度 2-3] (1)~(3)においては、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を含む、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨の記述は、示される余地がない、ということである。そうすると、財務諸表の注記を行う際の文例である、[制度 2-3] (1)~(3)においては、上記の①~③に見られる状況のような、「(意味が明らかであるかどうかが問題になる)「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」<sup>7)</sup>のみが、「対応策に関係する状況」として示される余地がある、ということに

<sup>7)</sup> 本稿では、記述が長くなることを避けるために、「(意味が明らかであるかどうかが問題になる)「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」を、「(意味が明らかであるかどうかが問題になる)」を省いて、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」と記している。

なる。

ここで、次のことが導かれる。それは、[制度 2-3] (1)~(3)に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」について、その意味が明らかでない場合を想定した議論が上で行われたように、[制度 2-3] (1)~(3)の他に、公表されている財務諸表の注記に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」についても、その意味が明らかでなければ、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨の記述は、財務諸表の注記に示される余地がなくなり、その財務諸表の注記には、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が存在することを前提として、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」のみが、「経営上の対応に関係する状況」([制度 2-3] (1)~(3)においては、「対応策に関係する状況」)として示される余地がある、ということである。

例えば、シンワオックス株式会社(以下、「シンワオックス」とする)の 2009年連結財務諸表の注記(【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】) $^{8}$ を見てみよう([事例  $^{2}$ -1])。この [事例  $^{2}$ -1] では、「当社グループ」にとっての「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在して」いる状況を「解消」するために、「当社」が「収益力の強化」と「財務体質の強化」に取り組んでいる旨が示されている。

### [事例 2-1] ―シンワオックスの 2009 年連結財務諸表の注記

「当社グループは、当連結会計年度において、662,804千円の経常損失を計上した結果、5期連続の経常損失となりました。また資金面においては、主要金融機関に対して借入金の返済条件の変更を要請・実施しました。当該状況により、当社グループには継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

<sup>8)</sup> 本稿で示す財務諸表の注記の事例は, eolより様々な検索用語を用いて試行錯誤しながら入手した。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を<u>解消</u>すべく、「<u>収益力の強化</u>」と「財務体質の強化」に取り組んでおります。

### 「収益力の強化」

### (1) 効率的経営の実施

当連結会計年度におきましては、各事業部門ともに収益改善に努め、一定の成果が見られたほか、平成20年11月より、安定して高収益が見込める給食事業を開始したことにより、これまでの課題であった事業部門の収益が全社費用(主に当社管理部門に係る費用)をカバーできないという状況が改善し、収益構造を変革いたしました。

今後におきましては、各事業部門の収益改善に加え、給食事業部門における安定した収益が期待できるため、営業黒字を達成できるものと見込んでおります。また、外食店舗の一部譲渡及び不採算店舗の閉鎖等によりブランドが集約されたほか、関係会社の整理等グループ規模が縮小されたことにより、今後は、より経営資源を集中させ、効率的な経営を実施してまいります。

なお、各事業部門におきましては、下記の施策を実施し、収益力の強化を図ってまいります。

### (2) 卸売事業

卸売事業におきましては、需要が伸び悩むなか、減収減益となりましたが、取扱品種の幅を広げ、販路拡大に向け取り組んだほか、高利益商材に絞り込んだ販売を継続実施したことにより、大半の品種販売において粗利益率が改善されました。

今後におきましても、上記施策を継続的に実施し、また、ペットフード商材の 取扱及び販路の拡大や東アジアのマーケットへの輸出事業など新たな事業を確立 させ、多方面から収益を確保できる体制を構築してまいります。

### (3) 外食部門

外食部門におきましては、不採算店舗の閉鎖やコストコントロールの徹底等により、営業利益が改善されました。また、上記に加え、一部店舗の譲渡に伴い、ブランドが集約されることにより、効率的な運営組織が構築できつつあります。また、今後におきましては、不況等の影響により、依然として厳しい状況が続くと予測されますが、更にメニュー及びサービスにおける品質の向上に注力し、独自性を発揮しつつ、永続的に顧客から支持される店舗にすべく取り組んでまいります。

### (4) ホテル部門

ホテル部門におきましては、独自スタイルの訴求による認知度の上昇に伴い、宿泊をはじめ、婚礼・宴会等の利用者が増加した結果、前年同期と比較して売上高・営業損益とも大幅に改善しております。今後におきましては、お客様のニーズに応えた商品プランの作成、サービスの提供に注力するとともに、効率的な人材配置による人件費の圧縮に取り組んでまいります。

### (5) 給食事業

事業の開始以降,堅調に推移しており、着実に収益に寄与しております。今後におきましては、営業拠点の拡大及び営業力の強化により、受託施設数の増加に向け取り組んでまいります。また、商材の調達やメニューの開発において、従来培ったノウハウを活用することで、提供商品(給食)における付加価値を創出し、クオリティの向上を図ってまいります。以上の取り組みにより、他社との差別化を図り、安定的に収益確保できる事業として基盤を固めてまいります。

### (6) 固定費の削減

当社グループは平成18年8月の合併以降、本部経費につきましては継続的にスリム化を断行しております。また、新事業の開始以降におきましても、営業所の統廃合を行うなど、経費の圧縮に努めてまいりました。今後更に、効率的な人材配置による人件費の圧縮等を実施し、収益力の改善を図ってまいります。

### 「財務体質の強化」

当社は、安定的経営のベースとなる財務基盤を確保することを目的に、当連結会計年度に第三者割当による増資を行いました。これにより、株主資本が1,112,400千円(資本金561,580千円、資本準備金550,820千円)増加しております。

また、当面の資金の安定化を図るため、主要金融機関等の協力のもと、借入金の返済条件の変更(元金の返済を6ヶ月間猶予するもの。)を実施いたしました。 今後については、当社の資金の状況を鑑み、返済条件等につき、引き続き主要金融機関等と協議していく予定であります。さらに、当社の親会社からは資金支援を受けており、今後も継続的に支援を受ける予定であります。

しかし、これらの対応策に関しては、営業施策面においては、計画どおりに推移しない可能性があるため、また資金面においては、金融機関等との協議を行いながら進めている途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に 関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。」(傍線筆者)

他方, [事例 2-1] には, 「これらの対応策に関しては, 営業施策面においては, 計画どおりに推移しない可能性があるため, また資金面においては, 金融機関等との協議を行いながら進めている途上であるため, 現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」という記述が見られる。この記述を踏まえると, [事例 2-1] に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は, (1):「営業施策面においては、計画どおりに推移しない可能

性がある」状況,及び(2):「資金面においては、金融機関等との協議を行いながら進めている途上である」状況があることによって、「認められる」と考えられていることがわかる。

ここで、[事例 2-1] に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味が明らかでなければ、[事例 2-1] においては、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を含む、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨の記述は、示される余地がないことになる。そうすると、[事例 2-1] においては、前段落の $(1)\sim(2)$ に示した状況のような、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」のみが、「経営上の対応に関係する状況」として示される余地がある、ということになる。

同様の議論は、他の財務諸表の注記についても当てはまる。例えば、株式会社ブイシンク(以下、「ブイシンク」とする)の2012年個別財務諸表の注記(【継続企業の前提に関する事項】)([事例 2-2])では、「当社」にとっての「継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況」を「解消」するための、「①デジタルサイネージ事業の強化」と「②販売費及び一般管理費の抑制」に見られる「施策」が示されている。

### [事例 2-2] ― ブイシンクの 2012 年個別財務諸表の注記

「<u>当社</u>は,前事業年度において,営業損失195,098千円,当期純損失204,610千円を計上しており,当事業年度においては,営業損失125,180千円,当期純損失129,043千円を計上いたしました。その結果,当事業年度において199,643千円の債務超過の状態となっております。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況が存在 しております。

当社は、当該状況を解消すべく業績の改善と財務体質の強化を図り、継続的に 安定した経営基盤を構築すべく以下のとおり対応しております。

### ①デジタルサイネージ事業の強化

当社が注力しているデジタルサイネージ事業は、広告事業における有力分野として需要が拡大傾向にあります。

当社においては、システム開発からハードウエアの設計・開発・製造・運用・保守までを一括受注できるという特徴を活用するとともに、さらなる新機能開発を行うことで大手メーカーを含む競合他社との一層の差別化を図り競争力を維持・向上させるための研究開発を積極的に行ってまいりました。その結果、当社のデジタルサイネージに対する引き合いは拡大傾向にあり、機器事業における受注販売にとどまらず、顔認識にかかるノウハウを活用したSI案件の獲得などを含めて、デジタルサイネージに係る事業全般に関して一定の成果があらわれております。

翌事業年度においても、デジタルサイネージ事業において最先端のサービスを 提供することに努め、営業活動をより一層強化し、現在進行中の複数のデジタル サイネージ案件について、受注獲得を確実にしていくことにより、売上拡大に努 めてまいります。

### ②販売費及び一般管理費の抑制

当社においては、第12期事業年度以降、収益性の向上を図るため、人員削減や役員報酬及び従業員給与の削減や本社移転による賃借料の削減などのリストラ策を実施し、固定費の削減を行ってまいりました。また、当事業年度においては、引き続き人件費の抑制に努めると共に、研究開発費の見直しや賃借料などの諸経費の削減を実施し、販売費及び一般管理費の節減と支出の削減に努めてまいりました。翌事業年度においても、引き続き販売費及び一般管理費の管理を徹底することで支出の抑制を図り、資金繰り状況の改善に努めてまいります。

しかしながら、これらの施策をとっても業績及び資金繰りの改善を図るうえで 重要な要素となる売上高の確保は、今後の景気情勢及び広告需要の動向並びに取 引先の方針等に依存することとなるため、現時点においては継続企業の前提に関 する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。」(傍線筆者)

他方、[事例2-2] には、「これらの施策をとっても業績及び資金繰りの改善を図るうえで重要な要素となる売上高の確保は、今後の景気情勢及び広告需要の動向並びに取引先の方針等に依存することとなるため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」という記述が見られる。この記述を踏まえると、[事例2-2] に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「業績及び資金繰りの改善を図るうえで重要な要素と

なる売上高の確保」が、「今後の景気情勢及び広告需要の動向並びに取引先の 方針等に依存する」状況があることによって、「認められる」と考えられてい ることがわかる。

ここで、「事例 2-2 ] に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味が明らかでなければ、「事例 2-2 ] においては、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を含む、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨の記述は、示される余地がないことになる。そうすると、「事例 2-2 ] においては、前段落に示したところの、「業績及び資金繰りの改善を図るうえで重要な要素となる売上高の確保」が、「今後の景気情勢及び広告需要の動向並びに取引先の方針等に依存する」状況のような、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」のみが、「経営上の対応に関係する状況」として示される余地がある、ということになる。

# 3. 「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されていない財務諸表の注記

次に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味が明らかでなければ、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を含む、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨の記述は、財務諸表の注記に示される余地がないこととの関係で、次の問題が生じる。それは、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されていない財務諸表の注記」はあるのか、という問題である。この問題を考察するに当たって、まず、株式会社ラ・パルレの2009年連結財務諸表の注記(【継続企業の前提に関する事項】)([事例 3-1 ] を見てみよう。この[事例 3-1 ] においては、「継続企業の前提に重要な不確実性が存在する」とは記されているが、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在する」とは記されているい。この点に注目すると、この[事例 3-1 ] は、形の上では、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在する」とは記されていない。この点に注目すると、この[事例 3-1 ] は、形の上では、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されていない財務諸表の注記」に該当するこ

とになる。

### [事例 3-1] ―ラ・パルレの 2009 年連結財務諸表の注記

「当社グループは、前連結会計年度において、継続企業の前提に重要な疑義を 生じさせるような状況が存在しておりました。

当連結会計年度においても、2,151,252千円の営業損失及び2,990,739千円の当期 純損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローも3,075,283千円の大幅なマイナス額が発生しており、引き続き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消すべく,財務面で経営資源をエステ関連事業に特化するため,全ての子会社3社の売却を実施し,この売却代金の一部を金融機関借入金の返済に充当いたしました。

また当社は、財務基盤の建て直しと営業力の強化を目的に、平成20年7月31日 に高野友梨氏に対する第三者割当増資を実施し、この資金により残る金融機関借 入金の返済に充当いたしました。

この増資を機に、行政処分に伴う信販契約の停止も一部再開したこともあり、 信用力は急速に回復してまいりました。

しかしながら、早期の業績改善のため、不採算店の閉鎖や人件費の圧縮等コスト削減に努め、経営体質の強化を図ってまいりましたが、財務体質の弱体化に伴い、積極的な営業施策も行えず、売上の回復は緩やかなものとなっております。

当社はこれを受け、早期の事業再構築のためには、更なる資本の充実を機動的に実施する必要があり、また、今後の事業展開には事業上のシナジーが見込める外部との提携が不可欠なものと判断いたしました。

このような当社の喫緊の課題に照らし、平成21年4月23日に株式会社インデックス・コミュニケーションズ、株式会社東京テレビランド及びNISグループ株式会社に対する第三者割当増資を実施いたしました。

なお、割当先である各社より、当社取締役数の過半数を占める取締役を招聘し、 事業面における協力の下、現在、早期の業績回復を図っております。

また、当社は現在、営業面において顧客第一主義のもと、お客様のニーズにあった多様なメニューのご提供と、お客様にストレスのない対応により会員数の増加を図り、前受金制度や不明瞭な料金体系の見直しを行い、ブランドの回復に努めております。

これらにより、平成22年3月期より子会社がなくなったため、単体での黒字化を目指しております。

ただし来期も、資金繰り面において厳しい状況が続くものと予想され、金融機関の協力が事業継続上不可欠なものとなっております。

このため当社は、当連結会計年度後も、<u>継続企業の前提に重要な不確実性が存</u>在するものと認識しております。

なお、連結財務諸表は、継続企業を前提として作成しており、このような重要な不確実性の影響については反映しておりません。| (傍線筆者)

しかし、(1):前節に示した [制度 2-3] (1)~(3),及び [事例 2-1] ~ [事例 2-2] においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」という形で、「意味が明らかであるかどうかが問題になる不確実性」が示されている。と解釈できるように、(2): [事例 3-1] においても、「継続企業の前提に重要な不確実性」という形で、「意味が明らかであるかどうかが問題になる不確実性」が示されている。と解釈できる。このことを踏まえると、[制度 2-3] (1)~(3),及び [事例 2-1] ~ [事例 2-2] については、それらを「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されている財務諸表の注記」と捉えることはできるが、[事例 3-1] を、あえて「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されていない財務諸表の注記」と捉える必要はないことがわかる。

それでは、この[事例 3-1]をどのように捉えればよいのかが問題になるが、本稿では、この[事例 3-1]を、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」以外の「不確実性」が認められる旨が示されている財務諸表の注記」と捉える。この[事例 3-1]においては、そこに見られる「重要な不確実性」の意味が明らかでなければ、「継続企業の前提に重要な不確実性が存在する」旨の記述が示される余地はないが、「資金繰り面において厳しい状況が続くものと予想され、金融機関の協力が事業継続上不可欠なものとなって」いる状況のような、「「重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」のみが、「経営上の対応に関係する状況」として示される余地がある。

次に、株式会社C&I Holdings(以下、「C&I Holdings」とする)の2010年連結財務諸表の注記(【継続企業の前提に関する事項】)([事例 3-2])を見てみよう。この[事例 3-2]においては、「重要な不確実性が存在して」とは記されているが、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在して」とは記さ

れていない。この点に注目すると、この[事例3-2]も、形の上では、「「継 続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されていない財務 諸表の注記」に該当することになる。

### [事例 3-2] — C&I Holdings の 2010 年連結財務諸表の注記

「当社グループは、当連結会計年度において重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上したことから債務超過となったこと、かつ、営業キャッシュ・フローがマイナスであったことに加え、取引銀行である日本振興銀行株式会社からの借入金の一部について期限の利益を喪失したものがあることなどから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく

- 1. 事業売却や保有資産の売却を通じて、資金捻出に努めること
- 2. 子会社における外部資本の受け入れや、事業シナジーが見込まれる企業との提携等を通じて安定的な資金調達を図ること
- 3. グローバル化, IT化, ネット社会の進行などに即した企業との提携によって, 中堅中小企業の課題解決を図るサービスや商品の開発・提供に注力し, ビジネス拡大を図ること
- 4. これまで継続してきたミニマムオペレーションによる経費圧縮を一段と強めること

等により収益力の回復と資金面での安定化を進める方針であります。

以上のような取り組みを確実に実施していくことにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が解消されると判断しておりますが、当社グループの主要顧客である中堅中小企業を取り巻く市場環境は依然として厳しく、当社グループの収益基盤が確立するには相応の時間を要することや資金面において安定的な資金捻出ができていないことから依然として重要な不確実性が存在しております。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提 に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。」(傍線 筆者)

しかし、(1): 前節に示した [制度 2-3] (1)~(3), 及び [事例 2-1] ~ [事例 2-2] においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」という形で、

「意味が明らかであるかどうかが問題になる不確実性」が示されている、と解

釈できるように、(2): [事例 3-2] においても、「重要な不確実性」という形で、「意味が明らかであるかどうかが問題になる不確実性」が示されている、と解釈できる。このことを踏まえると、[制度 2-3] (1)~(3), 及び [事例 2-1] ~ [事例 2-2] については、それらを「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されている財務諸表の注記」と捉えることはできるが、[事例 3-2] を、あえて「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されていない財務諸表の注記」と捉える必要はないことがわかる。

それでは、この[事例 3-2]をどのように捉えればよいのかが問題になるが、本稿では、この[事例 3-2]も、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」以外の「不確実性」が認められる旨が示されている財務諸表の注記」と捉える。この[事例 3-2]においても、そこに見られる「重要な不確実性」の意味が明らかでなければ、「重要な不確実性が存在して」いる旨の記述が示される余地はないが、「当社グループの主要顧客である中堅中小企業を取り巻く市場環境は依然として厳しく、当社グループの収益基盤が確立するには相応の時間を要することや資金面において安定的な資金捻出ができていない」状況のような、「「重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」のみが、「経営上の対応に関係する状況」として示される余地がある。

このように、形の上では、財務諸表の注記に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されていなくても、[事例3-1]中の「継続企業の前提に重要な不確実性」や、[事例3-2]中の「重要な不確実性」のように、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」以外の「重要な不確実性」が認められる旨が示されている財務諸表の注記については、次のことが言える。それは、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」以外の「重要な不確実性」の意味が明らかでなければ、そのような「重要な不確実性」を含む、「重要な不確実性」が認められる旨の記述は、財務諸表の注記に示される余地がない、ということである。

そうすると、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が

示されていない財務諸表の注記」はあるのか、という問題を考察するに当たって、探す必要がある状況は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」、「継続企業の前提に重要な不確実性」、そして「重要な不確実性」のような、「意味が明らかであるかどうかが問題になる不確実性」が認められる旨が示されていない状況であることがわかる。この点を踏まえて、以下に示すムラキ株式会社(以下、「ムラキ」とする)の2010年連結財務諸表の注記(【継続企業の前提に関する事項】)(「事例 3-3」)を見てみよう。

### [事例 3-3] ―ムラキの 2010 年連結財務諸表の注記

「当社の主力販売商品であるカーケア関連商品の販売先であるサービスステーション(略称:SS)業界においては、景気後退に伴い顧客のSSへ来店する頻度の減少や、若年層の自動車離れにより、ガソリン等自動車用燃料油の販売量が減少するに止まらず、燃料油以外(カーケア関連商品)の販売機会の喪失等、当社グループのカーケア関連商品卸売事業を取り巻くSS業界の市場環境は厳しい状況におかれております。

このような環境下にあって、7期ぶりに営業利益を計上したものの、売上高は 平成15年以降減少し、当連結会計年度においても、78百万円の営業キャッシュ・ フローのマイナスを計上しております。

これにより当社グループは継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。当該状況を解消すべく.下記の取り組みを具体的に実施してまいります。

- (1) 売上高の維持拡大
  - (イ) SS向け販売体制の再構築

SSの減少、SSにおける取扱い商品の絞り込みが大幅な売上高の減少の要因となっており、営業体制の見直し、顧客ニーズに合った商品企画提案により売上高の減少に歯止めをかけます。

- ①顧客分析によるターゲット顧客の選別, 地域ルート戦略の見直しによる効率 営業を実現し、顧客のニーズに対応した販売施策, 商品施策をスピーディー に展開してまいります。また、大手特約店とのEDI化の推進を継続して行い、 さらなる緊密化を図ります。
- ②重点商品販売は、全社企画を中心とした商品施策を展開するとともに、新商品開発、販売に関する情報を可視化し全社員が共有することにより、競合他社より優位性を持った営業活動を実現させます。
- ③営業体制の見直し
  - ・既存市場のターゲット分析により、効率営業を実現し人時生産性を高めます。

- ・市場規模に合わせた営業体制に再編し、効率化向上と売上高の拡大を図ります。
- ・FC (暖簾) 制度を見直し、拡大・拡張戦略を具現化し売上高の拡大を図ります。
- (ロ) 新規事業企画の推進

既存市場にこだわらずSS外にも目を向け、消費者ニーズに合った販売商品の開発、販路の開拓など新しいビジネスチャンスとなる新規事業を企画推進します。本社部門の営業力を強化し、主力事業及び新規事業の活性化と推進力を高めてまいります。

- ①大口ユーザーとの連携強化による拡販推進 新規事業部門による企画提案の頻度を高め、大口ユーザーとの連携の強化 を図り、売上高増加を図ります。
- (2) コスト削減

全社的な経費削減運動を継続するとともに、コスト削減と資金繰りの改善を 図ります。

- ① 各部門ごとに役割を明確にし、在庫削減並びに鮮度管理を本社主導で進めてまいります。販売計画に基づく商品仕入と、営業所の在庫管理の標準化により、過剰仕入による在庫多寡を防ぎ資金繰りの改善を図ります。
- ② 売掛債権の回収短縮化及び回収管理の徹底により、不良債権の発生を防止し資金繰りの改善を図ります。
- ③ 不採算および発展性のない事業に関しては、縮小、撤退を進めます。但 し中期、長期的に発展性が見込まれる事業に関しては、主力事業の効率化 を図り、経営資源投入を具体化し、事業の展開を進めてまいります。

連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、上記のような重要な不確 実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。」(傍線筆者)

この [事例 3-3] には、「上記のような重要な不確実性」(傍線筆者)という記述が見られるが、ここでの「重要な不確実性」は、(1):前節に示した [制度 2-1] 中の「三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由」(傍線筆者)、及び(2):前節に示した [制度 2-2] 中の「③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由」(傍線筆者)に示されているような、あると「認められる」ところの「(継続企業の前提に関する)重要な不確実性」を指している、と考える論者がいるかもしれない。しかし、「事例 3-3」には、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」、「継続企業の前提に重要な不確実性」、「継続企業の前提に重要な不確実性」、「

そして「重要な不確実性」のような、「意味が明らかであるかどうかが問題に なる不確実性」が認められる旨が示されていない。

この点を踏まえた上で、本稿では、この「事例3-3」のように、「意味が明らかであるかどうかが問題になる不確実性」が認められる旨が示されていない財務諸表の注記を、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されていない財務諸表の注記」と捉える。また、[事例3-3]には、「意味が明らかであるかどうかが問題になる不確実性」が認められる旨が示されていないので、「「意味が明らかであるかどうかが問題になる不確実性」を生み出す原因となる状況」も、「事例3-3」には示されていない、ということになる。次に、深川製磁株式会社(以下、「深川製磁」とする)の2012年連結財務諸表の注記(【継続企業の前提に関する事項】)(「事例3-4])を見てみよう。

### 「事例3-4] ―深川製磁の2012年連結財務諸表の注記

「当社グループは、当連結会計年度においても、前連結会計年度に引き続き、 債務超過になっており、その額は961,396千円であります。当該状況により、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、財務体質の抜本的改善と収益力の向上を図るため、平成20年2月15日に「経営改善計画書」を取引金融機関に提示することにより金融支援要請を行い、主力取引金融機関と協議を重ねた結果、関係各行すべての同意を得て、平成20年3月31日付にて「経営改善計画書」に関しての「協定書」を締結いたしました。

「経営改善計画書」は当社の事業再建を果たすべく,販売状況に即応した生産 体制の構築等による在庫の削減,人件費を含めた経費の削減を行う一方で,新製 品開発によるブランド強化,高付加価値製品への販売シフト等により安定した売 上確保を図り,継続的に資金を確保することに重点を置いております。

資金面については、「協定書」に基づき、主力取引金融機関からの借入金の一部について平成33年までの返済猶予の承諾を得ております。しかしながら、本協定期間中、「経営改善計画書」における営業利益の80%の水準に2年連続して未到達の場合には、本協定が失効する可能性があります。

なお、当該「経営改善計画書」については、平成22年9月28日付及び平成23年 12月22日付で数値の変更・見直しを行っており、資金繰りに対する当社グループ への協力は主力取引金融機関より内諾を得ております。

連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、上記のような重要な不確 実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。| (傍線筆者)

この「事例3-4]には、「上記のような重要な不確実性」という記述が見ら れる。しかし、「事例3-4]には、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」、 「継続企業の前提に重要な不確実性」、そして「重要な不確実性」のような、「意 味が明らかであるかどうかが問題になる不確実性」が認められる旨が示されて いない。従って、この「事例3-4]も、「事例3-3]と同様に、「「継続企業 の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されていない財務諸表の 注記 | であることがわかる $^{9}$ 。また、「事例 3-4 ] には、「意味が明らかである かどうかが問題になる不確実性」が認められる旨が示されていないので、「「意 味が明らかであるかどうかが問題になる不確実性 |を生み出す原因となる状況 | も、[事例3-4] には示されていない、ということになる。

以上のように、(1): 前節に示した「制度 2-3 ] (1)~(3). 及び「事例 2-1 ] ~「事例2-2〕が、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められ る旨が示されている財務諸表の注記 | であること、及び(2):本節に示した「事 例3-1]~「事例3-2]を、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」以 外の「不確実性」が認められる旨が示されている財務諸表の注記」と捉えるこ とと対比して、本節では、「意味が明らかであるかどうかが問題になる不確実性 | が認められる旨が示されていない、という意味の、「「継続企業の前提に関する 重要な不確実性 | が認められる旨が示されていない財務諸表の注記 | として. [事例3-3] 及び[事例3-4] があることを示した。この[事例3-3] 及

び「事例3-4〕では、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」等の「重要

<sup>9)</sup> 深川製磁の2013年連結財務諸表の注記(【注記事項】(継続企業の前提に関する事 項)), 2014年連結財務諸表の注記(【注記事項】(継続企業の前提に関する事項)), そして2015年連結財務諸表の注記(【注記事項】(継続企業の前提に関する事項))も、 「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されていない財 務諸表の注記 である。

な不確実性」の意味が明らかではないために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されていない、と解釈することができる。次節では、前節の(2)での議論、そして[事例 3-3 ]及び[事例 3-4 ]を踏まえた上で、将来の開示制度及び監査制度を設計するに当たっての指針を示すために、前節の(1)に示した[制度 2-1 ]~[制度 2-2 ],及び監査上の実務指針を評価する。

### 4. 開示制度及び監査上の実務指針の評価

### (1) 開示制度の評価

まず、第2節の(1)に示した [制度2-1] ~ [制度2-2] については、次のことが言える。それは、[制度2-1] ~ [制度2-2] に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味が明らかでなければ、[制度2-1] ~ [制度2-2] においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」状況を想定する必要がないので、(1): [制度2-1] においては「注記しなければならない」事項として、(2): [制度2-2] においては「財務諸表に注記」する事項として、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨」が規定される余地はない、ということである。

他方、[制度2-1] ~ [制度2-2] に見られる「当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由」のうち、「その理由」との関係では、第2節の(2)で示したように、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨の記述が、財務諸表の注記に示される余地がなくなる場合に、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」は、「経営上の対応に関係する状況」として、財務諸表の注記に示される余地がある。ここで、この「経営上の対応に関係する状況」としての、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」は、①:[制度2-1] においては、「企業が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提…に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合」に、「二 当該事象又は状況を解消し、又

は改善するための対応策」に加える形で、「注記しなければならない」事項として規定される余地があり、②:[制度2-2]においては、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合」に、「② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策」に加える形で、「財務諸表に注記」する事項として規定される余地がある。

### (2) 監査上の実務指針の評価

次に、監査上の指針を評価する。まず、日本公認会計士協会(2009c)の「Ⅲ金融商品取引法監査における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書 (1)連結財務諸表に関する監査報告書」の「④ 継続企業の前提(イ)追記情報の内容」で示されている、(1):「(継続企業の前提に関する追記情報の文例 1)」([制度 4-1](1))、及び(2):「(継続企業の前提に関する追記情報の文例 2:対応策及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由について、財務諸表における該当部分を参照する方法)」([制度 4-1](2))を見てみよう。

### [制度 4-1] — 日本公認会計士協会 (2009c), (継続企業の前提に関する追記情報の 文例 1 ~ 2)

### (1):「追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は・・・の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況を解消し、又は改善するため・・・をしてもなお・・・のため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。」((継続企業の前提に関する追記情報の文例1))(傍線筆者)

#### (2): 「追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は・・・・の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記

載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。」((継続企業の前提に関する追記情報の文例 2:対応策及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由について、財務諸表における該当部分を参照する方法))(傍線筆者)

ここで、(1):第2節の(2)で示したように、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味が明らかでなければ、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を含む、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨の記述は、財務諸表の注記に示される余地がないこと、及び(2):「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味が明らかではないために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されていない、と解釈できる[事例 3-3 ]及び[事例 3-4 ]があることを踏まえると、「継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり」という形で、財務諸表の注記が参照されている [制度 4-1 ] (1)~(2)については、次のことが言える。それは、「制度 4-1 ] (1)0~(2)に見られるところの、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」という記述は、監査報告書上の「追記情報」として示される余地がない、ということである。

また、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」という記述は、 [1]:以下に示す日本公認会計士協会(2011a)の35項中の、「文例30継続企業の前提に疑義を生じさせる状況が存在するが、無限定適正意見を表明する場合」の文例である、「(文例①)対応策及び継続企業の前提に関する重要な不確 実性が認められる理由について内容を記載する方法」([制度 4-2](1)),及び「(文例②)対応策及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由について、財務諸表における該当部分を参照する方法」([制度 4-2](2))、そして、[2]:以下に示す日本公認会計士協会(2011c)の A21項([制度 4-3])にも見られるが、この [制度 4-2](1)~(2)、[制度 4-3] については、次のことが言える。それは、①:第2節の(2)で示したように、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味が明らかでなければ、そのような「継続企

業の前提に関する重要な不確実性」を含む、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨の記述は、財務諸表の注記に示される余地がないこと,及び②:「継続企業の前提に関する重要な不確実性」等の「重要な不確実性」の意味が明らかではないために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されていない、と解釈できる[事例 3-3 ]及び[事例 3-4 ]があることを踏まえると、「継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり」という形で、財務諸表の注記が参照されている [制度 4-2 ] (1) ~(2),及び[制度 4-3 ] に見られるところの、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」という記述は、監査報告書上の「強調事項」として示される余地がない、ということである。

# [制度 4-2] —日本公認会計士協会 (2011a) の「継続企業の前提に疑義を生じさせる状況が存在するが、無限定適正意見を表明する場合 | の文例①~②

### (1): 「強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は・・・・の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況を解消し、又は改善するため・・・をしてもなお・・・・のため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。」((文例①) 対応策及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由について内容を記載する方法)(傍線筆者)

### (2): 「強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は・・・の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。」((文例②) 対応策及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由について、財務諸表における該当部分を参照する方法)(傍線筆者)

### [制度 4-3]—日本公認会計士協会(2011c), A 21 項

「以下は、監査人が注記は適切であると判断した場合の強調事項区分の記載例である。

### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成X0年4月1日から平成X1年3月31日までの事業年度に純損失××百万円を計上しており、平成X1年3月31日現在において〇〇百万円の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継統企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。」(傍線筆者)

他方、(1): [制度 4-1] (1)中の「当該状況を解消し、又は改善するため・・・・をしてもなお・・・のため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」(傍線筆者)という記述(※1)、及び(2): [制度 4-1] (2)中の「重要な不確実性が認められる理由」(傍線筆者)という記述(※2)に見られる、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」との関係で示されているところの、「…のため」([制度 4-1] (1))及び「理由」([制度 4-1] (2))という記述に注目すると、上記の※1及び※2の記述から、次の状況を想定することができる。それは、第2節の(2)で示したような、財務諸表の注記に示される余地があるところの、「経営上の対応に関係する状況」としての、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」である。

ここで、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」という記述が、監査報告書上の「追記情報」として示される余地がない場合に、文のつながりを考慮すると、上記の※1及び※2の記述を、そのまま「追記情報」として示すことはできない。しかし、財務諸表の注記に示される余地があるところの、「経営上の対応に関係する状況」としての、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」が、財務諸表の注記が参照され

た上で、監査報告書上の「追記情報」として示される余地はある。

同様に、(1): [制度 4-2] (1)中の「当該状況を解消し、又は改善するため・・・をしてもなお・・・のため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」(傍線筆者)という記述、及び(2): [制度 4-2] (2)中の「重要な不確実性が認められる理由」(傍線筆者)という記述、そして、(3): [制度 4-3] 中の「重要な不確実性が認められる理由」(傍線筆者)という記述に見られる、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」との関係で示されているところの、「…のため」([制度 4-2] (1))及び「理由」([制度 4-2] (2)~ [制度 4-3])という記述に注目すると、上記の(1)~(3)の記述から、次の状況を想定することができる。それは、第2節の(2)で示したような、財務諸表の注記に示される余地があるところの、「経営上の対応に関係する状況」としての、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」である。

ここでも、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」という記述が、監査報告書上の「強調事項」として示される余地がない場合に、文のつながりを考慮すると、上記の(1)~(3)の記述を、そのまま「強調事項」として示すことはできない。しかし、財務諸表の注記に示される余地があるところの、「経営上の対応に関係する状況」としての、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」が、財務諸表の注記が参照された上で、監査報告書上の「強調事項」として示される余地はある。

他方、(1):日本公認会計士協会(2009a)の21項では、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合」に、監査報告書に「追記情報」として記載される事項が示されているが、その事項の中に、「(3)継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由」がある<sup>10)</sup>。また、(2):日本公認会計士協会(2011c)のA20項では、「監査報告書の強調事項区分」に記載

<sup>10)</sup> 日本公認会計士協会 (2009a) の21項については, 坂柳 (2015a, 162) の [制度 4-4] を参照。

される事項として、「(3) 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由 | が示されている $^{11}$ 。

ここで、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味が明らかでなければ、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」状況を想定する必要がないので、日本公認会計士協会(2009a)の21項においても、日本公認会計士協会(2011c)のA20項においても、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨」が規定される余地はない、ということになる。他方、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由」のうち、「その理由」との関係では、①:日本公認会計士協会(2009a)の21項にお

ち、「その理由」との関係では、①:日本公認会計士協会(2009a)の21項においては、監査人が「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する」と判断する場合に、監査報告書に「追記情報」として記載されるところの、「(2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策」に加える形で、「経営上の対応に関係する状況」としての、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」が、規定される余地はある。また、②:日本公認会計士協会(2011c)のA20項においては、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する」場合に、

「監査報告書の強調事項区分」に記載されるところの、「(2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策」に加える形で、「経営上の対応に関係する状況」としての、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」が、規定される余地はある。

# 5. 本稿の結論, 貢献, 今後の課題

本稿の第1節では、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の 事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上

<sup>11)</sup> 日本公認会計士協会 (2011c) のA20項については, 坂柳 (2015b, 56-57) の [制度2-4] を参照。

ある状況」を指しているとは解釈しない、という前提のもとで、[制度 2-1] ~ [制度 2-2] に見られる「当該重要な不確実性」、即ち、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地があるのか、という問題を提示した。この問題を考察するに当たって、第 2 節の(1)では、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由」が、どのような形で財務諸表の注記に記載されるのかを理解するために、[制度 2-3] (1)~(3)を示した。この [制度 2-3] (1)~(3)において、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」として、「将来に発生する特定の事象が示されていないところの期末に存在している状況」しか想定される余地がないと考える場合には、[制度 2-3] (1)~(3)において、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を想定する余地があるのか、という問題が提起された。

この問題は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指しているとは解釈しない場合に、「制度2-3」(1)~(3)に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、何を意味しているのかについて、筆者には理解できないことから生じているが、第2節の(2)では、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、どのような状況との関係で記述されているのかに注目した上で、「制度2-3」(1)~(3)、及び「事例2-1]~ [事例2-2]のような、公表されている財務諸表の注記において、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味が明らかでなければ、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を含む、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を含む、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を含む、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を含む、「として示される余地がなく、財務諸表の注記には、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」のみが、「経営上の対応に関係する状況」として示される余地があることを指摘した。このことが、本稿の1つ目の結論である。

続く第3節では、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味が明らかでなければ、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を含む、

「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨の記述は、財務諸表の注記に示される余地がないこととの関係で、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されていない財務諸表の注記」はあるのか、という問題を考察した。この問題を考察するに当たって、第3節で示した[事例3-1]~[事例3-2]においては、形の上では、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されていなかった。

しかし、(1): [制度 2-3] (1)~(3)、及び [事例 2-1] ~ [事例 2-2] にお いては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」という形で、「意味が明ら かであるかどうかが問題になる不確実性しが示されている。と解釈できたよう に、(2): [事例3-1] においては「継続企業の前提に重要な不確実性」という 形で、そして「事例3-2」においては「重要な不確実性」という形で、「意味 が明らかであるかどうかが問題になる不確実性」が示されている.と解釈でき た。このことを踏まえて、本稿では、[事例3-1] ~ [事例3-2] を、「「継 続企業の前提に関する重要な不確実性|以外の「不確実性|が認められる旨が 示されている財務諸表の注記」と捉えた。その上で、第3節では、①:第2節 に示した [制度 2-3]  $(1)\sim(3)$ , 及び [事例 2-1]  $\sim$  [事例 2-2] が、「「継 続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されている財務諸 表の注記 | であること、及び②:「事例3-1] ~ 「事例3-2] を、「「継続企 業の前提に関する重要な不確実性 | 以外の「不確実性 | が認められる旨が示さ れている財務諸表の注記」と捉えることと対比して、「意味が明らかであるか どうかが問題になる不確実性 | が認められる旨が示されていない. という意味 の、「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されてい ない財務諸表の注記」として、「事例3-3]及び「事例3-4]があることを 示した。このことが、本稿の2つ目の結論である。

この [事例 3-3] 及び [事例 3-4] では、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」等の「重要な不確実性」の意味が明らかではないために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されていない、と解釈することができた。そこで、第4節では、第2節の(2)での議論、そして [事

例3-3] 及び[事例3-4] を踏まえた上で、将来の開示制度及び監査制度を 設計するに当たっての指針を示すために、本稿で示した開示制度及び監査上の 実務指針を評価した。

まず、第4節の(1)~(2)では、(1):[制度2-1]~ [制度2-2]、日本公認会 計士協会(2009a)の21項. そして日本公認会計士協会(2011c)のA20項にお いては、それらに見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味 が明らかでなければ、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる | 状況を想定する必要がないので.「継続企業の前提に関する重要な不確実性が 認められる旨 | が規定される余地はないことを示した。また. 第4節の(1)~(2) では、(2):「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる「その理由」 との関係で、第2節の(2)で示したところの、「経営上の対応に関係する状況 | としての. 「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる 状況」は、①:[制度2-1]~[制度2-2]においては、「当該事象又は状況 を解消し、又は改善するための対応策 | に加える形で、「注記しなければなら ない」事項、あるいは「財務諸表に注記」する事項として規定される余地があ ること、そして、②:日本公認会計土協会(2009a)の21項、及び日本公認会 計士協会(2011c)のA20項においては、監査報告書に「追記情報」として記 載されるところの、あるいは「監査報告書の強調事項区分」に記載されるとこ ろの、「当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策」に加える形で、 規定される余地があることを示した。

他方,第4節の(2)では,(3): [1]:「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味が明らかでなければ,そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を含む,「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨の記述は,財務諸表の注記に示される余地がないこと,及び [2]:「継続企業の前提に関する重要な不確実性」等の「重要な不確実性」の意味が明らかではないために,「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されていない,と解釈できる「事例 3-3 ] 及び [事例 3-4 ] があることを踏まえて、財務諸表の注記が参照されている「制度 4-1 ]  $(1)\sim(2)$ . 「制度 4-2 ]

(1)~(2), [制度 4-3] に見られるところの,「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」という記述は,監査報告書上の「追記情報」又は「強調事項」として示される余地がないことを指摘した。また,第 4 節の(2)では,(4):「継続企業の前提に関する重要な不確実性」との関係で示されているところの,[制度 4-1] (1)~(2), [制度 4-2] (1)~(2), [制度 4-3] に見られる「 $\cdots$ のため」及び「理由」という記述に注目し,財務諸表の注記に示される余地があるところの,「経営上の対応に関係する状況」としての,「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」は,財務諸表の注記が参照された上で,監査報告書上の「追記情報」又は「強調事項」として示される余地があることを指摘した。

以上のように、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味が明らかでなければ、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を含む、①:「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨の記述は、財務諸表の注記に示される余地がないこと、及び②:「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」という記述は、監査報告書上の「追記情報」又は「強調事項」として示される余地がないことを指摘した本稿は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されている財務諸表の注記、及び「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」という記述が示されている監査報告書を読む利害関係者に対して、読む必要がない財務諸表の注記や監査報告書の箇所を示したことになる。このことが、本稿の1つ目の貢献である。

また, [1]:「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味が明らかでなければ,「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」状況を想定する必要がないので, 開示制度及び監査上の実務指針においては,「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨」が規定される余地はないこと,及び [2]:第2節の(2)で示したような,「経営上の対応に関係する状況」としての,「「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」を. 開示制度及び監査上の実務指針において規定する余地があることを指摘し

た本稿は、将来の開示制度及び監査制度を設計するに当たっての指針を提供した。このことが、本稿の2つ目の貢献である。

他方、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味が明らかでなければ、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」状況を想定する必要がないことを踏まえると、第1節に示した現行監査基準の「第四 報告基準 六継続企業の前提 1」に見られるような、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合」も、想定する必要がない、ということになる。このことを、学界及び実務界が受け入れないのであれば、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が、学界又は実務界によって明らかにされる必要がある。本稿の3つ目の貢献は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味が明らかでなければ、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」状況を想定する必要がないことを示した本稿の議論を受け入れない学界及び実務界の方々に対して、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容についての再考を促したことである。

本稿では、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指しているとは解釈しなかった。しかし、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、そのような状況を指している、と解釈する場合には、この「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」が、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」、あるいは「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況のような、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれる場合と、含まれない場合を想定することができる。

ここで、企業会計審議会 (2009)、及び2009年の監査基準改訂後に整備された開示制度及び監査制度で想定されているような、「継続企業の前提が疑わしい」状況とは別に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が想定される余地はあるのか、という問題を踏まえて、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の「継

続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれない場合を特に想定すると、次の3つの問題を提起することができる。それは、(1):「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれない「継続企業の前提に関する重要な不確実性」があるとして、それは、どのような形で財務諸表の注記に示されているのか、(2):そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、本稿で述べたところの、「経営上の対応に関係する状況」と異なるのか、異なるとしたら、どのように異なるのか、(3):「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれない「継続企業の前提に関する重要な不確実性」がある場合に、「継続企業の前提が疑わしい」状況において適用される開示制度、及び監査制度の規定が見直される余地はあるのか、あるとしたら、どのように見直されるのか、という問題である。

これらの問題のうち、(3)に見られる監査制度との関係で、注目する必要があるのは、①:米国の監査基準書第59号(AICPA(1988))の13項に見られる「説明区分」の記載例、及び監査基準書第126号(AICPA(2012))のA6項に見られる「ゴーイング・コンサーンに関する事項の強調区分」の記載例においては、会社が、「ゴーイング・コンサーンとして存続するその能力について重要な疑義を生じさせるような、継続的な損失を事業から被っており、資本の欠損を抱えている」状況しか例示されていない、ということである。また、②:国際監査基準(ISA)570のA21項(IFAC(2009、571))に見られる「事項の強調区分」の記載例においては、「会社のゴーイング・コンサーンとしての存続能力について重大な疑義を投げかけるかもしれない重要な不確実性の存在」(傍線筆者)という形で、「重要な不確実性」が「会社のゴーイング・コンサーンとしての存続能力について重大な疑義を投げかける」ことが想定されている<sup>12)</sup>ことに

<sup>12)</sup> IFAC (2015) の「ゴーイング・コンサーンに関係している監査報告書の用例」の「用例1」においても、「会社のゴーイング・コンサーンとしての存続能力に重大な疑義を投げかけるかもしれない重要な不確実性が存在する」(傍線筆者)という形で、「重要な不確実性」が「会社のゴーイング・コンサーンとしての存続能力に重大な疑義を投げかける」ことが想定されている。

も、注目する必要がある。

2つ前の段落で示した(1)~(2)の問題の考察を踏まえた上で、(3)の問題を考察することによって、監査報告書上の「強調事項(追記情報)」として、「継続企業の前提が疑わしい」状況とは別の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が示されるとすれば、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が示された「強調事項(追記情報)」には、上記の米国の監査基準書第59号の13項に見られる「説明区分」の記載例や、監査基準書第126号のA6項に見られる「ゴーイング・コンサーンに関する事項の強調区分」の記載例、及び国際監査基準(ISA) 570のA21項に見られる「事項の強調区分」の記載例とは異なる、独自の存在意義を見出すことができる。よって、2つ前の段落で示した(1)~(3)の問題の考察は重要であり、この(1)~(3)の問題を考察することが、今後の課題である。

### [引用文献]

AICPA (1988), American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Statement on Auditing Standards (SAS) No.59, *The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern*, April 1988.

AICPA (2012), AICPA, SAS No.126, The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern (Redrafted), July 2012.

IFAC (2009), International Federation of Accountants (IFAC), International Standard on Auditing (ISA) 570, *Going Concern*, in: Handbook of International Standards on Auditing and Quality Control, 2009 Edition, New York: IFAC, April 2009.

IFAC (2015), IFAC, ISA 570 (Revised), Going Concern, January 2015.

Paton (1922), Paton, William Andrew, Accounting Theory: With Special Reference to the Corporate Enterprise, New York: The Ronald Press Company, 1922.

企業会計審議会 (2009),企業会計審議会,「監査基準の改訂に関する意見書」, 2009年4月9日.

坂柳 (2015a), 坂柳 明,「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応一財務 諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(2) 一」,『商学討究』(小樽商 科大学),第65巻第4号,2015年3月.

坂柳 (2015b), 坂柳 明,「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応一財務 諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(3) 一」, 『商学討究』(小樽商 科大学). 第66巻第1号, 2015年7月.

日本公認会計士協会 (2002), 日本公認会計士協会, 監査委員会報告第74号,「継続企業の前提に関する開示について」, 2002年11月6日.

日本公認会計士協会(2009a),日本公認会計士協会,監査基準委員会報告書第22号,「継続企業の前提に関する監査人の検討」,2009年4月21日改正.

日本公認会計士協会 (2009b), 日本公認会計士協会, 監査・保証実務委員会報告 第74号,「継続企業の前提に関する開示について」, 2009年4月21日改正.

日本公認会計士協会 (2009c), 日本公認会計士協会, 監査・保証実務委員会報告 第75号,「監査報告書作成に関する実務指針」, 2009年4月21日改正.

日本公認会計士協会 (2011a), 日本公認会計士協会, 監査・保証実務委員会実務 指針第85号,「監査報告書の文例」, 2011年7月8日.

日本公認会計士協会 (2011b), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書 (序), 「監査基準委員会報告書の体系及び用語」, 2011年12月22日.

日本公認会計士協会(2011c),日本公認会計士協会,監查基準委員会報告書570,「継続企業」,2011年12月22日.